



夏

の夜空に祭りばやしが 鳴り響く



趣向をこらしたイベントや 出店がまつりを盛り上げる

オープニングは、市夏まつり恒例となった松川一の宮太鼓の演奏です。時折小雨の降るあいにくの天気の中でしたが、雨雲をふきとばすような勇壮な鼓動を披露しました。

会場には、金魚すくいや綿あめなどさまざまな出店が軒を連ね、多くの来場者が買い物や味覚を楽しみました。

第3回八幡平市夏まつり（同実行委員会主催）は8月15日、松尾総合運動公園で華やかに行われました。時折小雨が降るあいにくの天気ながら、市民や帰省客など約7000人が会場を訪れ、盆踊りや打ち上げ花火を楽しみました。

開会式で田村正彦市長は「このまつりは、市民や企業の皆さんの協力金・協賛金などで運営されています。どうか存分に楽しんでください」とあいさつ。松川一の宮太鼓の勇壮な演奏と共に夏まつり

の開幕です。続いて、盛岡さんさ踊りにも出場した、市内の団体などによるさんさ踊りの輪が場内に広がり、まつりを盛り上げました。

夕日が落ちて空が暗くなり始めると、いよいよ盆踊りが始まります。市内の太鼓愛好団体を先導に、会場を訪れた市民などが続きます。場内のやぐらを中心に、太鼓の音を遠くまで響かせながら甚句踊り、三戸踊りの大きな輪を描きました。



会場内の芝生など思い思いの場所でくつろぎながら、花火や盆踊りを楽しむ家族連れで会場は大いににぎわいました。

特別企画として、大曲・土浦全国競技会10号玉花火師競演を開催。競技会にも出品する全国の名だたる花火師が作成した花火が打ち上げられると、場内は大きな歓声と拍手で包まれました。

第3回八幡平市夏まつり

9月9日は救急の日

見つめ直そう救命の大切さ

●表 市内の救急出動の状況

年次	本署	松尾出張所	安代出張所	合計
17年	514	345	256	1,115
18年	521	339	261	1,121
19年	510	359	249	1,118

市内では、上の表に掲げたとおり、急病や事故などで年に1,100回以上も救急車が出動する状況が続いています。

119番通報から救急車が現場に到着するまで、平均6分ほどかかります。この到着までの間に何をすることが、命を救うためにとても重要になると言われています。

救命の第一歩は、身近にいる皆さんの応急救置です。いざというときに備えて、救命講習会を

受講しませんか。八幡平消防署では、心肺蘇生法や止血法など、あなたの大切な人を助けるための救命講習を無料で行っています。グループや個人を問わず、誰でも、何人でも受講することができますので、まずはお気軽に問い合わせください。

申し込みなど詳しくは、八幡平消防署(☎76-2119)、消防署松尾出張所(☎74-2119)、消防署安代出張所(☎72-3119)まで。

小児慢性疾患を持つ子どもの日常生活に必要な用具を給付

市は、小児の慢性疾患のうち、特定の疾患で治療を受けている18歳未満の人を対象に、日常生活用具を給付します。なお、他の福祉制度の対象となっている人は除きます。

■費用負担 世帯の課税状況に応じて、一部自己負担が必要になります。

■日常生活用具の種類 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム

症状により、用具の種類は異なります。

詳しくは、市生活福祉部地域福祉課障害福祉係(☎76-2111・内線1166)まで。

難病を持つ人の日常生活を支える用具など給付します

市は、難病(特定疾患)および関節リウマチなどで治療を受けている、市内に在住する18歳以上の人を対象に、日常生活用具を給付します。なお、介護保険など他の福祉制度の対象となっている人は除きます。

■費用負担 世帯の課税状況に応じて、一部自己負担が必要になります。

■日常生活用具の種類 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、意思伝達装置、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器など

詳しくは、市生活福祉部地域福祉課障害福祉係(☎76-2111・内線1166)まで。

保育所で一時保育を受け付け

市は、普段、保育所（園）に入所していない子どものため「一時保育」が利用できる保育所（園）を設置しています。

利用できる条件は？

保護者の通院や冠婚葬祭など、一時的に子育てが困難になる場合です。また、育ている子どもの数が多いなどの理由による育児疲れの場合も利用できます。

申し込みはどこに？

事前に、左の表に掲げた施設のうち利用を希望したい保育所（園）に直接電話で申し込み

詳しくは、市生活福祉部児童福祉課（☎76-2111、内線1174）まで。

利用料金はいくら？

市は、普段、保育所（園）に入所していない子どものため「一時保育」が利用できる保育所（園）を設置しています。市は、普段、保育所（園）に入所していない子どものため「一時保育」が利用できる保育所（園）を設置しています。

●表 一時保育を受け付ける施設

	名 称	年 齢	電話番号
私立	東慈寺保育園	1歳～	76-3236
	杉の子保育園	3歳～	76-3345
	森の子保育園	0歳～	70-1880
公立	大更保育所	2歳～	76-3526
	平館保育所	2歳～	74-2025
	寺田保育所	2歳～	77-2328
	松野保育所	2歳～	74-2715
	寄木保育所	2歳～	76-2020
	柏台保育所	2歳～	78-2002
	あしろ保育所	2歳～	72-2431
	田山保育所	2歳～	73-2155
	あしろ保育所畑分園	3歳～	72-5511

介護保険料の減額申請は10月末日までに

介護保険料は、世帯の所得に応じて下の表のとおり6段階に分かれています。このうち、所得が第2および第3段階の人で、生活に困窮し、介護保険料の納付が困難と認められる場合には、保険料の減額措置を行っています。

4月にさかのぼって減額することができるのは10月31日の受け付けまでとなりますので、該当になる人は忘れずに手続きをしてください。

■対象条件 次の5項目すべてに該当する場合に減額措置の対象になります。

- ①世帯員全員が住民税非課税
- ②世帯員2人で年間収入が120万円以下（世帯員

3人目からは1人につき40万円加算）
※収入には預貯金など、あらゆる収入を含みます。

- ③住民税課税者に扶養されていない
- ④住民税課税者と生計を共にしていない
- ⑤資産などを活用しても、生活が困窮している

■減額後の保険料 第2・3段階、いずれも年額23,400円

■申込方法 家族全員の預金通帳、健康保険証、印鑑（申請者ごと）、生命保険証書（加入者全員）を担当窓口へ持参してください。

■その他 申請は随時受け付けていますが、4月にさかのぼって減額することができるのは10月

31日の受け付け分までに限ります。

減額申請提出後、減額の対象条件に該当するか確認するため、立ち入ったことを調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ・申込先

- ・市生活福祉部長寿社会課（☎76-2111、内線1181）
- ・松尾総合支所地域振興課（☎74-2111、内線2103）
- ・安代総合支所地域振興課（☎72-2111、内線3115）

所得段階	区 分	保険料 (年額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、または生活保護世帯の人	23,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年所得と課税年金収入の合計が80万円以下の人	30,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	35,100円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に課税者がいる人	46,800円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	58,500円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	70,100円